



令和4年度 保育施設入所(園)申込案内

【問い合わせ先】

〒 039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附475

六ヶ所村役場分庁舎2階 子ども支援課

電話番号: 0175-72-8145

FAX番号: 0175-72-2243

1. 保育施設とは

保護者が働いていたり、病気のため保育ができないなど、日中お子さんの保育が必要な場合に保護者に代わってそのお子さんを保育するところです。六ヶ所村では以下の4つの施設があります。

村内の保育施設

施設名	所在地	定員	電話	区分	施設の性質
泊こども園	泊字川原75番地20	70人	77-2128	保育所型認定こども園	保育所と幼稚園機能を備えた施設。
南こども園	倉内字唐貝地5番328	46人	75-2112	保育所型認定こども園	
千歳平こども園	倉内字笹崎289番地9	60人	74-2233	保育所型認定こども園	
おぶちこども園	尾駁字野附1305番地	215人	72-2302	幼保連携型認定こども園	学校と児童福祉施設両方の性格を持つ単一の施設。

2. 保育の必要性の認定(支給認定)

幼稚園や保育所、認定こども園等の利用を希望する場合には、保護者の方やお子さんの教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けていただく必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分		利用先事業所
満3歳以上	なし	1号	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
	あり	2号	保育標準時間	保育所・認定こども園
	保育短時間			
満3歳未満	あり	3号	保育標準時間	保育所・認定こども園・小規模保育等
			保育短時間	

※六ヶ所村には、幼稚園、小規模保育等の該当施設はありません。

3. 入所(園)資格・基準

○ 保育所・認定こども園・・・2号・3号認定(保育部分)

六ヶ所村に居住し、保護者が下記の理由により、保育することができない就学前のお子さんです。

- | | |
|------------|----------------|
| ■ 就労 | ■ 求職活動 |
| ■ 妊娠・出産 | ■ 就学 |
| ■ 病気・負傷・障害 | ■ 虐待・DV |
| ■ 家族の介護・看病 | ■ 育児休業 |
| ■ 災害復旧 | ■ その他、村長が認める場合 |

○ 認定こども園・・・1号認定(教育部分)

六ヶ所村に居住している満3歳以上の就学前のお子さんです。

- 保育の必要性は要しません。

4. 入園申込から保育施設入所(園)まで

(1) 受付期間

令和3年11月22日(月)～12月20日(月)

※年度途中の入所(園)も随時受付します。

(2) 提出書類の配布場所・提出先

希望する施設または子ども支援課

※広域保育所入所は子ども支援課で対応します。

(3) 面接

今年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため新規に入所(園)を希望する保護者のみを対象として子ども支援課にて実施します。日程は、令和3年1月に電話連絡のうえ調整します。

(3) 利用調整

保育施設に対する入所希望者が、受入可能人数を超えているときは、「六ヶ所村子ども・子育て支援法等施行規則」第7条に基づき児童及び世帯の状況その他必要な事項を調査のうえ点数化し、合計点の高い入所希望者から保育施設が利用できるよう調整を行います。

※詳細は7ページ「13. 利用調整」をご確認ください。

5. 入所(園)申込及び現況届の提出書類について

ア) 新規申込

- ① 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書(保育所・認定こども園等)

※マイナンバーを必ず記載してください。また、提出時には「提出用封筒」に入れて提出してください。

イ) 継続申込

- ① 現況届

※マイナンバーを必ず記載してください。また、提出時には「提出用封筒」に入れて提出してください。

以下、ア)新規申込 及び イ)継続申込 共通

- ② 家庭状況調書(裏面も記載)
- ③ 入所(園)希望月時点で保育を必要とする事由に該当することが確認できる書類(保護者1人につき1部)

保育を必要とする事由等		提出書類等
就労	お勤めの方	就労証明書※1 ※2 ※3
	自営・農漁業の方	就労証明書(民生委員または農業委員より確認必要)※1 ※2 ※3
育児休業	お勤めの方	就労証明書(育児休業月日、復職月日を記載)※3
疾病等	傷病の治療を要する方等	診断書等
妊娠・出産	出産予定月の前後2ヶ月の入所(園)	母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載済みのページの写し
求職活動	利用期間は3ヶ月間で、 年度内で原則1回のみ更新可	ハローワークカードの写し及び求職活動申立書(2号・3号認定) ※4
その他	上記以外の方は、子ども支援課にお問合せください。	

※1 幼稚園希望の方は必要なし

※2 勤務時間が不定期場合は、勤務状況がかかる書類(勤務表等)を添付してください。

※3 令和4年度申込用より、新たな標準的な様式に移行することとしました。

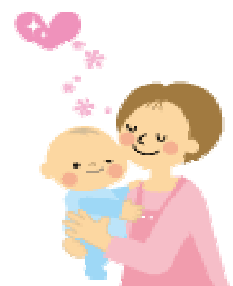
※4 6ヶ月経過後も就労できなかった場合(真に保育を要する状況にある場合を除く。)、その月の末日に保育施設を退所・退園することとなり教育・保育給付認定を取消します。

●就労証明書の押印について

注意

当村では、就労証明書について、新たな標準的な様式に移行することに伴い雇用主(事業主)の押印を不要とします。

なお、事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行ったときには、就労先の事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられます。



6. 保育施設を利用できる時間と有効期間

- 開設時間……………午前7時15分から午後6時30分
- 1号認定……………午前9時から午後2時
- 2号・3号認定……………保育標準時間 午前7時15分～午後6時30分
保育短時間 午前8時～午後4時

保育を必要とする理由	保育必要量	有効期間	
		2号認定	3号認定
就労(月120時間以上)	保育標準時間	小学校就学の始期に達するまでの期間	満3歳の誕生日の前々日
就労(月48時間以上120時間未満)	保育短時間		
家族の介護・看護	就労に準ずる		
病気・負傷、障害	保育標準時間		
災害復旧			
虐待・DV			
妊娠・出産		出産予定日をはさみ合計5ヶ月間	
就学	就労に準ずる	卒業予定または修了予定までの期間	
求職活動	保育短時間	90日間	
育児休業	保育短時間	育児休業が終了するまでの期間	

7. 保育料(利用者負担)・副食費

- ・ 平成31年4月1日から保育料が無料となりました。
- ・ 令和元年10月1日から3歳児から5歳児のお子さんの副食費を月額4,500円を上限として補助しています。
- ・ 対象者は、六ヶ所村民であり、教育・保育給付認定保護者となります。

8. 乳児保育

[対象乳児]

保育を必要とする産休明け(2ヶ月をすぎて首が据わっている状態)の乳児

[実施施設]

- 泊こども園 (定員5名程度)
- 南こども園 (定員3名程度)
- 千歳平こども園 (定員7名程度)
- おぶちこども園 (定員20名程度)



9. 入所(園)の取消し

入所(園)決定後であっても、次に該当するときは、入所(園)が取消しになることがあります。

- ① 虚弱児のため集団保育が困難と認められる時
- ② 心身の発達程度が遅れている等のため集団保育が困難と認められる時
- ③ 事実と違う申告をした時
- ④ 上記以外の理由により、集団保育が困難と認められる時

10. 一時預かり保育

■一時預かり保育

[対象児童]

保育所等に在籍していない就学前の児童(普通食、歩行可能な1歳以上児)

で、次の①～③に該当する方

- ① 保護者の勤務形態により家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童
- ② 保護者の疾病、入院等により緊急・一時的に保育が必要となる児童
- ③ 保護者の私的な理由により一時的に保育が必要となる児童

※行事等により受入れができない場合がありますので、事前に連絡をお願いいたします。

[開設日時]

月曜日から土曜日(祝日・年末年始を除く) 午前7時15分から午後6時30分

[利用料金]

時間	料金
1日につき4時間以上の利用(昼食・おやつ代含む)	1,200円
1日につき4時間未満の利用(昼食を提供した場合200円加算)	600円

※村内に住所を有しない場合、上表の倍の金額となります。

■預かり保育

[対象児童]

村内の保育所等を利用している1号認定及び短時間保育認定の児童

[利用料金]

認定区分	区分	料金
1号認定	1日につき4時間未満	100円
	1日につき4時間以上	200円
1号認定(長期休業時)	1日につき4時間未満	200円
	1日につき4時間以上	400円
2号認定及び3号認定	1日当り	100円

※村内に住所を有しない場合、上表の倍の金額となります。

11. 休日保育

保護者が日曜日及び国民の祝休日の就労により、保育にかけている場合の児童に対する健全育成及び保護者の子育て支援を図ることを目的に、休日保育を実施しています。

■対象児

- ・ 村内に住所を有し、村内の認定こども園に入園している児童(1歳児以上であり、歩行可能及び離乳食を完了している児童)で、休日に保護者が恒常的又は継続的な就労等により保育の必要性が認められる児童

■開設日

日曜日及び国民の祝休日(年末年始の期間を除く)

■開設場所

千歳平こども園及び南こども園

■開設時間

午前8時15分から午後5時

■利用料

1日1, 200円

■事前登録・申込先

子ども支援課 (電話番号 0175-72-8145)

12. 病後児保育

乳幼児を持つ保護者の子育てと就労等の両立支援を図るため、病後児保育室「なかよしルーム」を開設しています。

■対象児

村内に住所のある乳幼児(生後6ヶ月から就学前まで)で病気の回復期であって集団保育等が困難な乳幼児。

■利用日

月曜日から金曜日ただし、祝日及び日曜日、年末年始の期間を除く

■利用時間

午前8時15分から午後5時

■開設場所

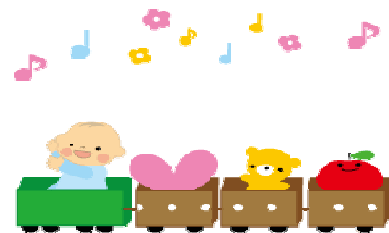
尾駈小学校放課後教室内(旧レイクタウン幼稚園)
※なかよし塾と入口は別になります

■利用料

1日1, 300円

■事前登録・申込先

子ども支援課 (電話番号 0175-72-8145)



13. 利用調整

保育施設に対する入所希望者が、受入可能人数を超えているときは、「六ヶ所村子ども・子育て支援法等施行規則」第7条に基づき児童及び世帯の状況その他必要な事項を調査のうえ点数化し、合計点の高い入所希望者から保育施設が利用できるよう調整を行います。

(1) 利用調整に係る基本点数表

番号	保護者の状況				基本点数			
	事由	状況			父	母		
1	就労（条例第4条第1号の規定に該当するもの）	外勤	月160時間以上		10	10		
			月120時間以上160時間未満		8	8		
			月64時間以上120時間未満		6	6		
			月48時間以上64時間未満		4	4		
		自営業（農業・漁業含む）	中心者	月160時間以上		10	10	
				月120時間以上160時間未満		8	8	
				月64時間以上120時間未満		6	6	
			協力者	月160時間以上		9	9	
				月120時間以上160時間未満		7	7	
				月64時間以上120時間未満		5	5	
		内職	月48時間以上64時間未満		4	4		
			月160時間以上		8	8		
月120時間以上160時間未満			6	6				
月64時間以上120時間未満			4	4				
2	妊娠・出産（条例第4条第2号の規定に該当するもの）	月48時間以上64時間未満			3	3		
		月160時間以上			8	8		
		月120時間以上160時間未満			6	6		
		月64時間以上120時間未満			4	4		
3	疾病・負傷・障害（条例第4条第3号の規定に該当するもの）	疾病・負傷	居宅療養	入院	1か月以上	10	10	
					1か月未満	8	8	
				病が	常時が床	10	10	
					長期加療	通院加療を行い、常に安静を要する場合	7	7
					一般療養	上記以外の自宅療養で、保育に支障がある場合	5	5
		障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手当1・2級又は愛護手帳Aの交付を受けている場合			10	10	
			身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手当3級又は愛護手帳Bの交付を受けている場合			8	8	
			身体障害者手帳5・6級の交付を受けている場合			6	6	
		出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から出産後8週間を経過する日の属する月の末日までの期間			—	10		

4	介護・看護（条例第4条第4号の規定に該当するもの）	月160時間以上、長期入院者、常時病が者、心身障害者の介護や入院、通院、通所の付添いを行っている場合	9	9
		月120時間以上160時間未満、長期入院者、常時病が者、心身障害者の介護や入院、通院、通所の付添いを行っている場合	7	7
		月64時間以上120時間未満、長期入院者、常時病が者、心身障害者の介護や入院、通院、通所の付添いを行っている場合	5	5
		月48時間以上64時間未満、長期入院者、常時病が者、心身障害者の介護や入院、通院、通所の付添いを行っている場合	4	4
5	災害復旧（条例第4条第5号の規定に該当するもの）	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10	10
6	求職活動（起業の準備を含む。）（条例第4条第6号の規定に該当するもの）	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合	4	4
7	就学・職業訓練（条例第4条第7号及び第8号の規定に該当するもの）	月160時間以上、就学中又は職業訓練を受けている場合	8	8
		月120時間以上160時間未満、就学中又は職業訓練を受けている場合	6	6
		月64時間以上120時間未満、就学中又は職業訓練を受けている場合	4	4
		月48時間以上64時間未満、就学中又は職業訓練を受けている場合	3	3
8	虐待・DV（条例第4条第9号及び第10号の規定に該当するもの）	児童虐待又はDVの可能性があり、社会的養護が必要な場合		25
9	育児休業（条例第4条第11号の規定に該当するもの）	育児休暇取得時に既に保育を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められる場合	8	8
10	その他（条例第4条第12号の規定に該当するもの）	前各部に類するものとして村長が認める事由にある場合	前各部に準じた点数（3～10）	

備考

- 1 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの点数の合算を基本点数とする。ただし、8虐待・DVに該当する場合は、25点とする。
- 3 父母が複数の事由に該当する場合は、各々基本点数の高い方の事由の点数を採用する。
- 4 父母がいない場合は、その他の保護者で基本点数を設定する。

(2) 利用調整に係る調整点数表

番号	家庭の状況	調整点数
1	ひとり親世帯（離婚・離婚調停中・死別等）	15
2	生活保護世帯（就労により自立が見込まれる場合）	10
3	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	10
4	児童虐待又はDVの可能性があり、社会的養護が必要な場合	25
5	当該申請する子どもが身体障害者手帳又は愛護手帳等を交付されている場合	10
6	産後休暇又は育児休業により復職予定の場合	5
7	兄弟姉妹が既に利用している保育所等の利用を希望する場合	5
8	同居する65歳未満の親族が児童を保育できる場合	-5
9	前各項に類するものとして村長が認める状況にある場合	前各項に準じた点数（-5～25）

備考 該当する状況に応じて加減算を行う（重複適用可）。

(3) 基本点数と調整点数により利用調整できなかった場合の優先順位表

順位	優先事項
1	六ヶ所村民である場合（転入予定者を除く。）
2	基本点数が高い場合
3	当該保育所等の希望順位が高い場合
4	村税等に滞納がない場合
5	社会的・経済的状況を考慮し、優先されるべきと判断される場合

■ 計算方法

$$\text{世帯の合計点} = \text{父の基本点数} + \text{母の基本点数} + \text{調整点数}$$

■ 計算例

父： 就労時間160時間 ⇒「基本点数表」より 10点

母： 就労時間120時間 ⇒「基本点数表」より 8点

兄弟姉妹が既に利用しているこども園の利用を希望する⇒「利用調整に係る調整点数表」より 5点

$$\text{世帯の合計点} \quad 23\text{点} = \text{父の基本点数} \quad 10\text{点} + \text{母の基本点数} \quad 8\text{点} + \text{調整点数} \quad 5\text{点}$$

現況届記載要領

青森県上北郡六ヶ所村長 戸田 衛 様受付分

令和 年度 現況届

記入日: 年 月 日
 保護者住所:
 保護者氏名: 印
 電話番号:

事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、支給認定児童および、その児童が属する世帯員、家庭の状況について、下記の通り現況を届け出ます。

■世帯の状況

認定児童	氏名	生年月日	性別	児童との続柄	職業又は勤務先名	勤務先電話・所在地	同居・別居
○			男・女			TEL: <input type="text"/> 所在地: <input type="text"/>	同・別
			男・女	父		TEL: <input type="text"/> 所在地: <input type="text"/>	同・別
			男・女	母		TEL: <input type="text"/> 所在地: <input type="text"/>	同・別
			男・女	姉		TEL: <input type="text"/> 所在地: <input type="text"/>	同・別
			男・女			TEL: <input type="text"/> 所在地: <input type="text"/>	同・別
			男・女			TEL: <input type="text"/> 所在地: <input type="text"/>	同・別
			男・女			TEL: <input type="text"/> 所在地: <input type="text"/>	同・別

※太枠内を記入してください。

2020 00000000000000

※自治体記載欄 認定変更 契約変更 2 こ

- ・ 記入日は提出日を記載
- ・ 保護者住所、氏名記載
- ・ 電話番号は両親分記載

- ・ 個人番号、職業または勤務先、勤務先電話番号、所在地を記載
- ・ 同居、別居について該当箇所を○で囲む

様受付分

■保育を必要とする理由

続柄	必要とする理由 (該当する項目に一つ以上)	必要書類 (必要とする理由に応じた書類を提出してください)
(父)	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他	就労証明書 母子健康手帳(写)、出産証明書 診断書、障害者手帳(写) 診断書、障害者手帳(写)、タイムスケジュール 災害証明書 ハローワークカード(写) 就学証明書 就労証明書
(母)	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業	就労証明書 母子健康手帳(写)、出産証明書 診断書、障害者手帳(写) 診断書、障害者手帳(写)、タイムスケジュール 災害証明書 ハローワークカード(写) 就学証明書 就労証明書

支給認定申請内容の変更有無(どちらかにチェックしてください)
 (世帯の状況、保育を必要とする理由)
 無 有 (変更内容)

生活保護受給中の場合はチェックしてください

■入所継続の確認
 利用時間の希望(どちらかにチェックしてください)
 短時間利用(8時間まで) 標準時間利用(11時間まで)
 翌年度、退所または転園の希望(入所施設がある場合は、どちらかにチェックしてください)
 継続 退所 (転園先の希望があれば記入してください)

特記事項(その他記載事項以外に変更があった場合に記入してください。)

※太枠内を記入してください。

現況届作成日: 令和 年 月 日

変更があった場合、該当する項目にチェック

- ・ 該当箇所にチェック
- ・ 変更内容、転園希望、特記事項等がある場合、詳細を記載